

令和6年度

# 青森県・三沢市連携融資制度

三沢市では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に信用保証料の補給を行います。

## ◆ 創業する方

対象となる融資制度	青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度 【県内で中小企業者として創業する事業】 ①スタートアップ創出枠（スタートアップ創出促進保証によるものに限る） ②創業枠（スタートアップ創出促進保証以外の保証によるものに限る）
補給対象者 ※①または②	① 新たに事業を開始しようとする方 ② 事業を開始して5年に満たない方
補給内容	信用保証料の全額を県・市が補給（県が30%、市が70%） ※スタートアップ創出枠の場合、信用保証料の上乗せ分（0.2%）は補給対象外

## ◆ 空き店舗で開業する方

対象となる融資制度	青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度 【空き店舗活用による地域商店街活性化への取組】
補給対象者 ※①かつ②	① 市内の商店街等の空き店舗において開業する方 ② 地域商店街等活性化への取り組みとして市の認定を受けた方
補給内容	信用保証料の全額を市が補給

## ◆ 売上高等の減少により経営の安定に支障が生じている方

対象となる融資制度	青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度 【経営安定枠③④】
補給対象者	原油価格の上昇又は物価高騰の影響により経営の安定に支障を生じている方
補給内容	信用保証料の全額を市が補給

## ◆ 各制度に共通して次の要件があります。

補給対象者 ※①かつ②	① 個人の場合：三沢市内に住民登録がある方 法人の場合：三沢市内に法人登記をした事業者 ② 市税等の滞納がない方
融資額	1,000万円以内
融資期間	7年以内（据置き1年以内）

※ 予算の範囲内での交付となるため、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。

※ 「事業者選択型経営者保証非提供制度」による保証料の上乗せ分は補助対象外です。

## ◆ 連携融資制度に関するQ & A

### 【 融資額、融資期間が補給対象の範囲を超える場合 】

Q1. 融資希望額が1000万円を超える場合でも、この制度を利用することはできますか？

A1. 利用できません。信用保証料の補給対象となる融資は「融資額1000万円以内かつ融資期間7年以内（うち据置期間1年以内）」に限られます。

ただし、例えば、融資額1500万円（融資期間7年）を希望する場合に、信用保証料の補給対象となる1000万円の融資と補給対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1000万円の融資について信用保証料の全額補給を受けることは可能です。

Q2. 融資期間が7年を超える場合でも対象になりますか？

A2. 対象となりません。信用保証料の補給対象となる融資は「融資額1000万円以内かつ融資期間7年以内（うち据置期間1年以内）」に限られます。

### 【 市外の事業所の事業資金 】

Q3. 三沢市内に法人登記（個人の場合は住民登録）がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資については対象になりますか？

A3. 市外の事業所に係る事業資金も対象になります。

### 【 連携融資制度の利用手続き 】

Q4. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A4. 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料等の補給対象者であることを確認できる書類（市税の納付を証明する書類や法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会

### お問い合わせ先

○青森県特別保証融資制度に関すること	青森県経済産業政策課	電話：017-734-9368
○信用保証料補給に関すること	三沢市産業観光課産業支援係	電話：0176-53-5111 (内線 281)